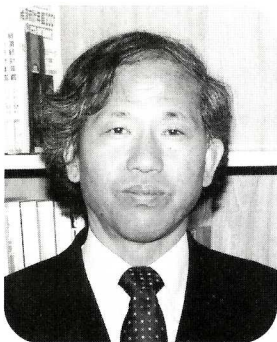


iPadは「閲覧」になりましたか？



宍戸 栄徳

(香川大学大学院
地域マネジメント研究科 教授)

Harunori
Shishido

1 前回の記事でiPadのことを書きました。既に発売され人気を集めているようですが、ご覧になったでしょうか？実は、私はまだ購入していないので、学生さんが購入したのを見せてもらったり、店頭で少しじっとりしただけですので、これについての詳細はまだできません。

相変わらずiPod touchを使用していますが、「駅.Locky」という新しいアプリケーションを使い始めて重宝しているので紹介して、少し考えてみたいと思います。簡単に説明すると、鉄道の駅の時刻表を表示し、発車時間までのカウントダウンをするというものです。iPod touchで鉄道の時刻表を調べるには、必要なときにサーバに接続して駅や希望時間を入力して、条件に合う電車の時間を調べるタイプがほとんどでした。Internetに接続できないときには使えずに不自由していました。

2 駅.Lockyが優れているのは、時刻表のデータを駅ごとに利用者が作成してサーバにアップロードし、それをiPhone (iPod touch)に自由にダウンロードして利用するため、利用時にInternetに接続する必要がありません。試しに香川県のデータを探してみましたが、JRの本四備讃線、土讃線、高德線、予讃線、琴電の琴平線、長尾線、志度線のデータがアップロードされていました。

みなさんの中にはよく利用するバス停や電車の駅の時刻表をメモしたり、最近では携帯のカメラで撮影して利用している方もおられることと思います。それをきれいに清書している方もおられそうです。そのようなデータをサーバにアップロードすれば、他の人に使ってもらえ、また別の駅のデータは使わしてもらえようになり、ネット

ワークを通じて不特定多数の人々の共同作業が自然にできあがっていきます。

3 同じような仕組みは、既に Wikipedia(ウィキペディア)という Internetで自由に記述していく百科事典があります。これもよく利用していますが、百科事典の内容は誤りを含んでいる可能性があるため、利用に当たってはそれなりの注意をする必要があります。

時刻表のデータは最新の正確なものが提供されていないと困るのですが、データの間違いを発見したときは「時刻表掲示板」で情報交換をして修正する仕組みも準備されています。

商業ベースのものではどうしても大都市圏のデータは整備されても地方は取り残されるということが起こりがちです。これも、「駅.Locky」の仕組みなら解決できます。また、この方法が広く行き渡ってきて、鉄道事業者が時刻表を駅.Lockyで使用しているフォーマット(NextTrain形式)のものも提供してくれるようになればと思っています。

当初は、供給される時刻表のデータが少なくそれほど便利でなかったため余り注目されていなかったようですが、データが増えるに従って利用者が増えていき、それがデータのアップロードの増加につながっていくという好循環が起こっているようです。

何より、このような便利な機能を利用することにより、公共交通機関がより利用されるようになれば有意義なことだと思います。(バスの時刻表を提供する「時刻表.Locky」も発表されています。これらは名古屋大学の大学院生が開発したもので無料で配布されています。)

NEWS

1

「本場さぬきうどん」を商標申請

本場さぬきうどん協同組合

本場さぬきうどん協同組合(大峯茂樹理事長)は、香川県外で「さぬきうどん」の名称を掲げた商品や飲食店が増加していることから、さぬきうどんのブランド地位を守るとともに、消費者が県外のうどんを香川県で作ったさぬきうどんと混同しないよう「本場」を強調して分かりやすく区別することを目的に7月1日、「本場さぬきうどん」の名称とロゴの商標登録を特許庁に申請しました。

商標登録されると県内のうどん店や製めん業者がマークを使用できるほか、県内業者が県外に出店した場合や、県内業者からのれん分けされた県外業者も同様に使えるようになります。

「さぬきうどん」は広く知れ渡った一般名称で、イセエビなどのように名称だけだと商標登録ができない可能性が高いため、組合では「本場さぬきうどん」の名称をロゴと一緒に申請。使用実績を積み上げ、将来は地域ブランドとして「地域団体商標」の登録を目指しています。

今後、組合は、香川県の大切な文化である「さぬきうどん」を、県内の多くの企業に広め、地域ブランドとして全国にPRしていく考えです。



▲ロゴマーク

NEWS

2

讃岐三畜ビジネスマッチングを開催

香川県食肉事業協同組合連合会

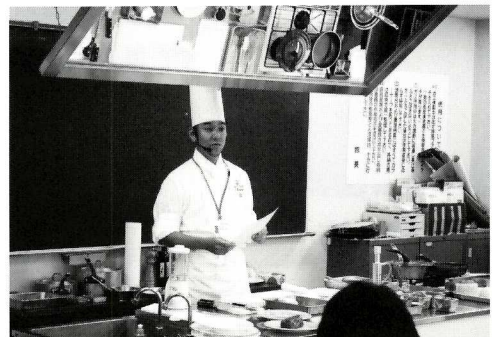
香川県食肉事業協同組合連合会(森山英樹会長)は、7月6日、高松市内で食肉関連業者と飲食店等経営者の新たな出会いと連携による「新しいビジネス」を創出し、讃岐牛、讃岐豚、讃岐コーチンの「讃岐三畜」の販路開拓と消費拡大を図る目的で、「讃岐三畜ビジネスマッチング」を開催しました。

マッチングには「讃岐三畜」を生産する畜産農家、独自の商品開発を行った食品加工業者、新たなニーズを掘り起こしたい飲食店経営者、食品加工業者等101名が参加し、調理セミナーや試食会を通して三畜を使った調理法などに理解を深めました。

セミナーでは香川県畜産課白川課長補佐より三畜の出荷量等の説明ののち、小豆島オリーブ牛研究会の石井正樹会長から飼料にオリーブの絞りかすを混ぜて飼育し好評を得た小豆島オリーブ牛についての説明がありました。

引き続き行われた調理セミナーでは高松国際ホテルの松原勉洋食料理長が「讃岐三畜」と地元野菜を使った3種類のメニューを紹介、実演したのち試食会が行われました。

次のビジネスマッチングは、9月22日、コープかがわ文化センター丸亀にて開催する予定です。



▲セミナー風景

中小企業組合検定試験のお知らせ

中小企業組合検定試験制度は中小企業組合の事務局で働いている役職員の方が職務を遂行する上で必要な知識に関する試験を行い、試験合格者の中から一定の実務経験を持つ方に、中小企業組合士の称号を与える制度です。

いま、中小企業組合には、ガバナンスの充実が求められており、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすには、組合運営の経験と専門知識を備えた人材が必要です。組合の業務を執行する役員、実務を担う職員の方々すべてに挑戦していただきたい資格です。

現在は、全国で3,319名(平成22年6月1日現在)の中小企業組合士が登録されており、組合はもちろん中小企業団体中央会、商工中金等それぞれの分野において活躍しています。ぜひ、あなたのチャレンジを期待します。

平成22年度
中小企業組合
検定試験

検定試験を受けて
組合士になるチャンス！

JUST TRY
2010.12.5
(SUN)
1組合 1組合士
組合のあしたを拓く組合士

<p>■ 受験資格 特になし (ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です。)</p> <p>■ 試験科目 ●組合会計 ●組合制度 ●組合運営</p> <p>■ 試験日 平成22年12月5日(日)</p>	<p>■ 試験地 札幌、青森、仙台、秋田、さいたま、郡山、東京、長野、静岡、名古屋、大阪、松江、岡山、広島、山口、高松、福岡、長崎、大分、鹿児島、那覇</p> <p>■ 願書受付期間 平成22年9月1日(水)～10月15日(金)</p> <p>■ 受験料 5,000円 (ただし、一部科目免除者は3,000円)</p>	<p>■ その他 申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会にお問い合わせ下さい。</p> <p>■ お問い合わせ先 香川県中小企業団体中央会 TEL.087-851-8311 全国中小企業団体中央会 TEL.03-3523-4907 http://www.chuokai.or.jp</p>
--	---	--

主催 / 全国中小企業団体中央会 後援 / 中小企業庁 協力 / 都道府県中小企業団体中央会

※中小企業組合検定試験制度についてのお問い合わせは本会総務企画部まで、お願いします。

「中小企業憲章」を閣議決定

意欲ある中小企業が新たな展望を切り拓けるよう、中小企業政策の基本的考え方と方針を明らかにした「中小企業憲章」が6月18日に閣議決定しました。

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつきやすい場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいふべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

一. 経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する。

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二. 起業を増やす。

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三. 創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す。

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四. 公正な市場環境を整える。

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する。

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、

- 中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する。
- 家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する。
- 中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる。
- 地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す。
- 地方自治体との連携を一層強める。
- 政府一体となって取り組む。

こととする。

3.行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一.中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する。

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二.人材の育成・確保を支援する。

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三.起業・新事業展開のしやすい環境を整える。

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四.海外展開を支援する。

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五.公正な市場環境を整える。

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六.中小企業向けの金融を円滑化する。

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七.地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する。

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八.中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす。

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

(結び)

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

「下請適正取引等推進ガイドライン」(改訂版)を公表

中小企業庁はこのほど「下請適正取引の推進のためのガイドライン」を改訂、発表しました。ガイドラインは、下請事業者と親事業者との間の望ましい取引関係を構築することなどが目的で、これまで11業種において策定されており、各業種の特性に応じ、下請法等で問題となりうる行為の具体的解説や、望ましい取引事例等が紹介されていました。今回の改訂では、新たに4業種(鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷)でガイドラインを策定。また、既に作成されている3業種(広告、情報通信機器、建材・住宅設備)のガイドラインの内容を改訂しています。

※これまでに策定した11業種の下請ガイドライン

①素形材産業、②自動車産業、③産業機械・航空機等産業、④繊維産業、⑤情報通信機器産業、⑥情報サービス・ソフトウェア産業、⑦広告産業、⑧建設業、⑨建材・住宅設備、⑩トラック運送業、⑪放送コンテンツ産業

なお、今回発表の下請ガイドラインに掲載している主な事例は次の通りです。

1. 下請代金法及び独占禁止法上問題となる事例の掲載

- 注文を受け、生産に入っていたが、親事業者の都合により一方的にキャンセルされ、既に発生した費用は一切負担してもらえなかった。(紙・紙加工品)
- 下請事業者に一切利益がないにもかかわらず、親事業者から協賛金名目で一定率の金額を徴収されている。(印刷)

2. 望ましい取引事例の掲載

- 原料等の値上がりに伴う対応については、個別に下請事業者と協議を行っている。(化学)
- 単価決定の経緯が残されておらず、親事業者、下請事業者双方の合意に基づいたか不明であったため、取引毎に交渉メモを作成し整理しておくことを徹底。(鉄鋼)
- 下請事業者の経営状況のチェックに当たり、①財務状況の報告を強要しない、②報告書の作成に労力をかけさせない、③入手した情報は厳重に管理している。(情報通信機器)

3. 下請代金の支払方法及び改正不正競争防止法の対応についての掲載

(1) 下請代金の支払方法(原則現金払、手形サイトの短縮化)

- 親事業者は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うことが望ましい(下請中小企業振興法に基づく下請振興基準※)。
- ※下請振興基準は、下請中小企業振興の観点から、下請事業者と親事業者との間のよるべき一般的な基準として経済産業大臣が定めたもの(昭和46年通商産業省告示第82号)。
- 手形のサイトの短縮に向けて、サイト基準の短縮化に取り組むことが望ましい(下請取引適正化推進会議(平成21年3月))。

(2) 改正不正競争防止法への対応

- 平成22年7月に改正不正競争防止法※を施行するにあたり、同年4月に営業秘密管理指針を改訂。
- 事業者が営業秘密の管理・取扱いに関する理解を深め、下請事業者の営業秘密の取扱いに関して、損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うことが望まれる。
- ※営業秘密の管理に係る任務に背いて、複製禁止の資料を無断で複製する行為、消去すべきものを消去したように仮装する行為等が新たに刑事罰の対象となった。

※各下請ガイドライン(新規、改訂、既存分を含む)の本文については、中小企業庁サイトを御参照下さい。
(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/ShitaukeGuideLineGyoushu.htm>)

お知らせ 3

職場のメンタルヘルス (応用編)

～ラインケア・ハラスメント対応～

- メンタルヘルスと企業の責任
- メンタルヘルスの現状と対策
- ラインケアのポイント
- ハラスメントへの対応・相談
- グループ討議・実習



日 時 平成22年9月16日(木) 13:30～16:30

会 場 香川県社会福祉総合センター 7階 第二中会議室
(高松市番町一丁目10番35号 087-835-3334)

対 象 者 管理者、人事・労務担当者、相談窓口担当者など60名(先着順)

参 加 費 8,500円(賛助会員は6,800円)テキスト代含む

申込締切 9月6日(月)

申 込 先 (財)21世紀職業財団 香川事務所 TEL 087-822-2027 FAX 087-822-2023

講 師 ころとキャリアのカウンセリングオフィス 結(ゆう) 代表 山本 公子氏



- ・ 国、大阪府で35年間、心理専門職として、労働や福祉の分野で勤務。
- ・ 関西大学等の教育・相談、日本産業カウンセラー協会講師、企業・公的機関でのメンタルヘルス・パワハラ等の講師として活躍。

お知らせ 4

障害者雇用率制度及び障害者雇用給付金制度の改正について

中小企業における障害者雇用の促進及び短時間労働に対する障害者へのニーズへの対応などをねらいとして、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部を改正する法律が成立したことにともない、「障害者雇用給付金制度」の一部が下記のように変わります。

○平成22年7月1日から施行

- 1.新たに、常用雇用労働者数が201人以上300人以下のすべての中小企業に障害者雇用納付金の申告を行っていただくことになりました。
- 2.週20時間以上30時間未満の短時間労働者を労働者等に加えて給付金の申告等を行っていただくことになりました(労働者の数及び雇用障害者数ともに算入)
- 3.除外率設定業種の除外率がそれぞれ10%引き下げられることになりました。

○平成21年4月1日から施行

- 4.企業グループ及び事業協同組合等に関する雇用率算定の特例が創設されました。
- 5.親会社、特例子会社、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主等が調整金調整金等を分割して受給できるようになりました。

【問い合わせ先】

(社)香川県雇用支援協会 087-811-2285
香川労働局職業対策課 087-811-8923

「景気改善の動きは依然として停滞」

2010年6月

6月の県内景況は、前年同月と比べて業界の景況DI値は-45.8ポイントで前月調査の-45.9ポイントとほぼ横這いである。その他の主要指標のDI値においては、売上高DI値は-54.2ポイントで前月調査の-47.9ポイントと比べ6.3ポイントの悪化、収益DI値は-56.3ポイントで前月調査の-50ポイントと比べ6.3ポイントの悪化となっており、他の指標もほぼ横這い状況である。また、全国集計において、製造業では、「景況」が10ヵ月ぶりに僅かながら悪化した。

香川県内の業種別DI値の変化（対前年同月比）

		売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
製造業	食料品									
	繊維・同製品									
	木材・木製品									
	紙・紙加工品									
	印刷									
	化学製品									
	窯業・土石製品									
	鉄鋼・金属製品									
	一般機器									
	電気機器									
	輸送用機器									
	その他									
非製造業	卸売業							—		
	小売業							—		
	商店街							—		
	サービス業		—					—		
	建設業		—					—		
	運輸業		—					—		
	その他		—					—		
DI値(当月)		-54.2	-33.3	-31.3	-20.8	-56.3	-37.5	-28	-18.8	-45.8
DI値(前月)		-47.9	-22.2	-22.9	-25	-50	-33.3	-36	-8.4	-45.9

好 転	やや好転	変わらず	やや悪化	悪 化
30以上	10~30未満	10未満~▲10	▲10超~▲30未満	▲30以上

DI(ディフュージョン・インデックス)…前年同月と比較した企業の景況感を示す業況判断指数

計算式: (「増加」「好転」した組合数 - 「減少」「悪化」した組合数) / 有効回答組合数 × 100

※ただし、在庫総数についてはDI値マイナスの場合には好転、プラスの場合には悪化の方向とします。

※中央会では、県内の地区・業種を代表する中小企業組合の役員(19業種、48名)を情報連絡員として委嘱しており、本調査報告は、連絡員からの景況報告をもとに毎月集計しております。

業界情報

【食料品】

- 今年には特に天候不順で乾麺の売上げが減少している。(製粉製麺)
- 出荷高は前年同月比94.3%(調理食品)
- 売上げの減少幅が大きくなった(2桁台)(豆腐)
- 第1四半期(平成22年4月～6月)を終え、組合員の状況はやや低迷しているものと思われる。経済不況の消費低迷、低価格指向の消費者動向によるものと考えられるが、今年7月の御中元商戦がどの程度組合員企業の売上伸長に影響を及ぼすか注視したい。当組合も第1四半期における前年同月比の生揚出荷数量は95.9%と前年度を下回っている。大手企業(業界大手5社)の安売り価格の影響も大きいと考えられる。(醤油)

【繊維・同製品】

- 平成22年度の受注はほぼ完了。冬物手袋は昨年の販売不振で数量、金額とも落ち込んでおり今シーズンの受注にも影響を受けている。春夏用UV手袋は異業種の参入等で価格の下落や販売数量の減少に繋がっている。(手袋)

【木材・木製品】

- あまり業況の変化はない。(家具)
- 新築着工も見受けられるが、やはり大手ハウス・プレハブメーカーが中心で地元大工・工務店の現場は極端に少なく業界に影響なしの状況(製材)
- 大幅な変動はない。(木材)

【印刷】

- 5月末のiPadの発売を機に電子書籍の電子配信システムが話題となっている。紙を媒体とする印刷会社は電子書籍への対応を含め印刷会社自身も変革を求められている。(印刷)

【窯業・土石製品】

- 6月は天候不順が多く、製造はしたものの出荷延期が続いている。(ブロック)
- 5月まで悪いながらも何とか持ちこたえていたが、6月は状況がさらに悪化した。さらなる経費削減に努める事業所も増えているようである。(石材加工)

【鉄鋼・金属】

- 「夏頃から回復傾向に転じる」とは各発注先の属する業界の合い言葉ではあったものの、やや足踏み感がある。また、依然として原油及びそれらから作製される原材料は高値どまりであり、収益の改善もいまひとつといった状況である。(鍍金)

【一般機器】

- 受注増加の気配がある。大型クレーン10台程度増産の動きがあり、売上げ増加に結びついていくかどうか注視していく必要がある。一般鉄工製品も徐々に受注が増加する気配がある。造船関連が従来どおり。ほぼ活況。

(一般産業用機械・装置)

【その他製造業】

- 注文数は増加してきたが、遅れての注文の為に納期を間に合わせるのが大変である。(団扇)
- 相変わらず低水準での推移。なかなか良い方向が見つからない。(漆器)
- 当組合において脱退届が1社から提出された。官公需の発注が減少し、配分が少なくなったため組合に所属しているメリットがないと判断して脱退に

踏み切った模様、そのため組合所属企業は8社となった。(綿寝具)

【小売業】

- 収益が減少(青果物)
- 6月の家電製品の販売は目に余る状況である。特に冷蔵庫、洗濯機、エアコンは全く売れない。エコポイント効果は全くない。またエアコンシーズンにもかかわらず低調、家電業界も不況の仲間入りといった状況である。

【商店街】

- 参議院選挙を控えて消費も不安定な感じである。(高松市)
- 6月も景気は落ち込んでおり、全然よくありません。商店街の人通りが昨年より少ないように思える。昨年よりもう一段落ち込んでいる。飲食店もどこもよくありません。当商店街もアーケードの補修工事の契約を済ませ7月より2ヶ月間かけ補修する。雨漏りの酷い所もこれで解決されそうである。(高松市)
- 「これ以上の底はない」という水準に達しているため、ここまで生き残って営業している零細商店は、かえって強い?と思えるこの頃だ。実際、10年前に郊外に出店した商店街の店が、郊外の店を閉めて商店街に帰ってきた。この時代は、車が便利な立地条件だけで商売が維持できる現実ではないと思う。本当に需要があるアイテムを扱っていれば、立地は二の次と感じる。地方の人口が確実に減っていく中、海外進出できない零細小売業の「独自の存在価値は何か?」を見直す良い機会ではないか、とも感じる昨今だ。(丸亀市)

【サービス業】

- 参議院選挙真只中、消費税問題が焦点。我々の業界は景気の動向に即反応する業種だけに先行き不安。(ディスプレイ)
- 今月は、稼働率は大幅に低下し、単価面、売上ともに下がった。毎年6月は、低迷期であるが、業界として低迷し、当社も、昨年同月に比べて宿泊は20%減少している。瀬戸内国際芸術祭について業界は、期待しているが、周りの認知度が低く、予約にも反映されておらず、心配している。(旅館)
- 大きな変化は特に見られない。iPhone、iPad、Android等新しい通信端末を研究始めているユーザーが多く、いずれソフト業界への要望も出てくるものと考えられる。(情報)
- 資金繰り、融資面に対し日本政策金融公庫の生活衛生貸付制度で組合としてのメリットを利用させていただいているが収益状況はよくありません。(美容)

【建設業】

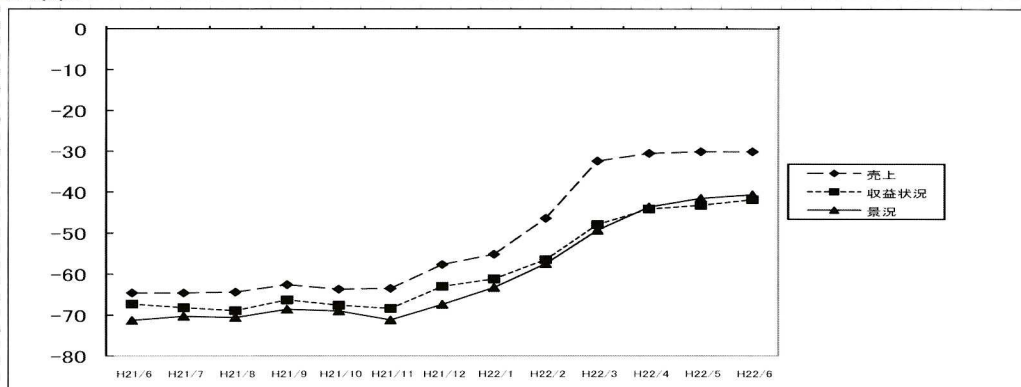
- 今年度の公共工事予算が対前年比大幅に減額となっている。前年度は同時期に景気対策のための前倒し発注があったが、今年度は非常に厳しい状況がつついている。(総合建設)

【運輸業】

- 高速道路通行料金支払額は3月、4月と伸びた反動で5月分は対前月比で90.8%となった。6月28日から四国島内に一部区間で無料化の社会実験が行われるが、当組合員企業においては、殆ど利用しない区間である。例年6月は5月より荷動きが多いが、7月からの御中元時期の荷物増加が今年は特に期待されている。(トラック)

全国集計による主要3指標(DI)の推移(対前年同月比)

■全業種



※集計結果は、本会ホームページ上でもご覧になれます。 <http://www.chuukai-kagawa.or.jp/>

組合企業訪問 頑張ってます



地球の未来を考えた環境対応印刷

新日本印刷株式会社

■ 所属組合 香川県印刷工業組合
■ 役職名 代表理事

会社の概要



代表取締役社長 佐野 年計

会社名 新日本印刷株式会社
代表取締役 佐野 年計
設立 昭和34年5月
資本金 4,560万円
従業員数 208人
住所 〒760-0080
香川県高松市木太町4区2158番地
TEL:087-831-8161(代)
FAX:087-862-6901
ホームページ <http://www.snp.co.jp/>
関連会社 株式会社シーシーエス
事業内容 ポスター、パンフレット、チラシ、カタログ、出版印刷、販売促進ツール、プリペイドカード、IDカード等の企画、制作、印刷



高松本社



東京支社



羽田東京工場

企業理念

1. わが社は、品質・サービスを通じて顧客の信頼に応え社会に貢献する。
2. わが社は、生産性の向上を通じて各人の働きがいと福祉の充実を目指す。
3. わが社は、人材の育成と社業の革新を通じて新時代を創造する。

沿革

- 昭和34年 初代社長 佐野繁雄が現在地において創業
昭和41年 鉄骨2階建ての事務所を新築
昭和53年 資本金4,560万円に増資
新工場完成
昭和58年 大阪営業所開設
昭和62年 東京営業所開設
平成 元年 本社新社屋完成
代表取締役佐野年計就任
平成 4年 東京営業所移転に伴い支店に昇格
平成 6年 東京支店増設 銀座店開設
平成 9年 東京自社ビル完成 東京支社に昇格
平成12年 東京・大阪・高松間に通信システム新設
平成13年 神戸・岡山営業所開設
平成17年 羽田東京工場稼働
水なしオフセット印刷開始
平成18年 エコプロダクツ展出席参加
平成21年 創業50周年を迎える

創業50周年を経て、いま新たな決意

新日本印刷株式会社は、昭和34年、高松に誕生し、昨年、創業50周年の節目を迎えました。昭和58年に大阪、62年に東京への進出を果たし、平成18年、都心では不可能といわれた本格的な印刷工場を、羽田に誕生させました。7台の印刷機すべてが水なし印刷。廃液ゼロ、CO₂削減にも寄与する環境印刷の先進的なモデルです。

また、いち早く国内拠点を高速通信網で結び、制作工程をフルデジタル化。企画・デザインから印刷・加工までワンストップ&短納期でお応えできるのも、新日本印刷ならではの離れわざとの高い評価を受けています。

地球に優しい「環境印刷」を推奨しています。

新日本印刷は、「環境印刷」 ～地球に優しい3つの決意～

1.水を守る。

新日本印刷の印刷工場では、廃液ゼロの環境にやさしい印刷方式「水なし印刷」を採用しています。

- 水なし印刷は
- 1.刷版工程で現像液を使いません。
 - 2.印刷工程で湿し水を使いません。

当社の9台の水なし印刷機がフル稼働すれば、年間のCO₂排出量は約11トン減ります。これはパナの木が1年間に吸収するCO₂の1,061本分になります。

新日本印刷全社の9台の水なし印刷機がフル稼働することによりCO₂排出量はこんなに減ります。

11,673kg・CO₂/年

=

1年間にパナの木が吸収するCO₂。

1,061本分

「水なし印刷」で印刷されたパンフレット、カタログ、ポスターなどには日本WPA(水なし印刷協会)が発行する「バタフライマーク」をつけることができます。

また、水なし印刷の採用によって「ある場所ですべてのCO₂を、他の場所で行われるCO₂削減活動によって埋め合わせる」制度、「カーボンオフセット」を可能にしています。



企業にとっては地球環境に貢献する積極的な姿勢をアピールでき、企業のイメージアップにもつながります。

地球環境に配慮しない企業は生き残れない。CO₂の削減努力をしない企業はお客から選ばれない。そんな時代になろうとしています。このことを企業活動の最前線で感じ実践しておられる皆さん、一般商業印刷にもぜひ「水なし印刷」を。私たちは環境印刷の先兵として、これからもその普及に取り組んでまいります。

2.空を守る。

新日本印刷は印刷工場から大気中にCO₂や有害な気体が出ないように努めています。

印刷用のインキ「ノンVOCインキ」は、石油系の鉱物油を1%以下しか含まないインキなのですが、それをさらに上回るのが近年、出まわり始めた「W2インキ」です。100%植物油でつくられた水洗浄性のインキ。印刷終了後のローラーの洗浄に水系の洗浄液を使います。

大気や人体に悪影響を及ぼすVOC(揮発性有機化合物)。その主な発生源は「湿し水・洗浄剤・インキ」です。「水あり印刷」を「水なし印刷」に変えるだけでも、VOCを4分の1に減らせますが、W2インキとのコンビで印刷すれば、10分の1にまで激減させることができます。



常に最先端を走る。環境に配慮する。信頼に値する。これを印刷のネクストスタンダードと考える新日本印刷は、インキ一つにも細心の目配りを忘れません。

単位 ppmC

測定箇所	ユニット間	印刷機・湿し水皿上	印刷機・デリバリー部
水あり印刷	510	920	260
水なし印刷	100	0	105

東京都環境局測定(VOC対策アドバイザー制度による)

3.森を育てる。

印刷の3要素は一紙、インキ、印刷機(または印刷方式)ですが、いちばんCO₂を排出するのは、じつは紙。製紙に使われる電力は莫大で、大量のCO₂を排出します。

成長過程では大量のCO₂を吸収し、ある瞬間から逆に酸素の排出源になる。それが森林資源です。伐採されたあと、工場に運ばれ紙などに加工される。その後、印刷された紙は人々の手に渡り、やがて捨てられるか、燃やされるか、再生紙などにリサイクル。そのすべての過程でエネルギーを消費し、CO₂を排出します。

FSC森林認証制度は、かけがえのない地球の森林資源を守るために生まれました。森林は適切に管理され、伐採後は植林など森の循環にも配慮します。伐りっぱなしの違法伐採は、森のリサイクルとは無縁。このような木材と混ざらないよう、流通・加工の段階でも十分管理された紙だけが、FSCマークをつけることができます。



責任ある森林管理
SGS-COC-002841
©1996 Forest Stewardship Council A.C.

印刷発注時、FSC認証紙を指定されるケースが多くなりました。「消費を通じて、森を守る商品」。ぜひご活用ください、と当社では推奨しています。

私たちのネクスト50年。(社長挨拶)

印刷は人びとに夢と、ビジョンと、元気を手渡すコミュニケーター。そして、生活・産業・文化のエンジン。この信念で走ってきました。

それがいま、津波のような経済と環境の試練に、新たな戦略の構築を余儀なくされています。世界が直面する景気後退と、待ったなしの低炭素社会の課題。印刷はどんな答えを用意できるでしょうか。

あらためて自らに問います。新日本印刷の立ち位置どこに定めるべきか、と。

それは人びとの「知りたい」と「伝えたい」の間に。「人」と「地球」の間に。そう肝に銘じ、心に決したこと。それは、顧客ターゲットの満足はもとより、環境配慮に徹することが景気の回復にもつながるような、より高次の印刷へのチャレンジ。地球の資源をムダなく活用しながら、印刷のグリーンフロンティアを拓いていく。私たちのネクスト50年は、これでいきます。

商工中金だより

独立行政法人日本貿易保険(NEXI)と連携し、「NEXI 貿易保険付輸出代金債権担保融資」制度の取扱いを開始します。

「NEXI貿易保険付輸出代金債権担保融資」制度

(1) 融資対象者	NEXIの貿易保険を付保された輸出代金債権を保有する法定中小企業
(2) 融資条件	・融資金額 (日本円) 輸出代金債権額を上限 (米ドル) 100千ドル以上、かつ輸出代金債権額を上限
	・融資期間 原則として1年未満(輸出代金債権の決済期日まで)
	・資金使途 原則として運転資金
	・融資形態 手形貸付
(3) その他	・担保 以下について担保取得とする。 ①債権譲渡禁止特約がない輸出代金債権 ②NEXI貿易保険保険金請求権
	融資に際しては当金庫の審査が必要となります。審査結果によっては御希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。

【お問い合わせ先】
株式会社 商工組合中央金庫 高松支店
〒760-0052 高松市瓦町1-3-8
TEL 087-821-6145 FAX 087-851-6074

日本政策金融公庫だより

● 中小企業事業からのご案内 ●

なお、下記掲載は貸付制度の一部ですので、詳しくは日本政策金融公庫高松支店中小企業事業までお気軽にお問い合わせください。

融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)	融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)
新事業育成資金 (固定金利型)	6億円	特別利率③ <small>ただし、6年目以降は 基準金利+0.2%</small>	6億円	設備 15年 運転 7年	地域活性化・ 雇用促進資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①②③ (③-0.4)	5億4千万円	設備 20年 運転 7年
新事業活動促進資金 (固定金利型)	7億2千万円	基準利率 特別利率①③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	環境・エネルギー 対策資金	7億2千万円	特別利率①②③ <small>特設工率利率 特設工率利率</small>	4億円	設備 15年 運転 7年
IT活用促進資金	7億2千万円	特別利率①②	2億7千万円	設備 15年 運転 7年	経営環境変化 対応資金	7億2千万円	基準利率 (注1)	7億2千万円	設備 15年 運転 8年
企業活力強化資金	7億2千万円	特別利率①②③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	事業再生支援資金	7億2千万円	基準利率+2.5% 基準利率+1.0%	—	設備 10年 運転 5年
海外展開資金	2億5千万円	基準利率	—	設備 15年 運転 7年	企業再建・ 事業承継支援資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①	2億7千万円	設備 20年 運転 10年

(注1) ●長期運転資金に限り、上限3% ●一定の要件に該当する場合、金利控除(0.1%、0.3%又は0.4%)の適用可能
(注)同一貸付でも、信用リスクや貸付期間により、適用利率が異なります。融資利率等の詳細は日本政策金融公庫HPをご覧ください。

● 国民生活事業からのご案内 ●

日本政策金融公庫 国民生活事業では、政府の経済対策により、
設備資金の利率およびセーフティネット貸付(運転資金)の利率引き下げを実施しています!

融資制度内容

【設備資金貸付利率特例制度】

設備資金の利率を2年間低減・・・(低減利率)0.5%

ご利用 いただける方	事業資金で設備資金をご利用される方
ご融 資 額	各融資制度に定めるご融資額以内
低 減 期 間	2年間
利 率	(当初2年間)各融資制度に定める利率 -0.5% (2年経過後)各融資制度に定める利率 (固定)

【セーフティネット貸付】

- 売上が減少する等業況が悪化している方
に対する利率低減 (低減利率) **0.3%**
- 雇用の維持・拡大を図る方に対する利率低減
(低減利率) **0.2%**
- 上記の2項目に該当する方に対する利率低減
(低減利率) **0.5%**

拡充後の利率 **1.65%～(固定)**

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル2・3階 URL: <http://www.jfc.go.jp/>

中小企業事業(旧 中小企業金融公庫)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル3階
TEL:087-851-9141 FAX:087-822-1423

国民生活事業 融資相談係(旧 国民生活金融公庫)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル2階
TEL:087-851-0198 FAX:087-822-9274

2日	香川県独立行政法人雇用・能力開発機構運営協議会	(同香川センター)
9日	香川県地域訓練協議会及び香川県緊急人材育成支援事業推進協議会	(雇用・能力開発機構香川センター)
12日	前香川県美容業生活衛生同業組合理事長・林克代氏叙勲祝賀会	(坂出グランドホテル)
15日	テーマ別情報提供研修(第1回)	(全国中央会)
16日	香川県中小小売商団体連合会視察研修	(山口市)
21日	中小企業人材確保推進事業連絡会議	(雇用・能力開発機構)
22日	中小企業団体夏期トップセミナー	(箱根プリンスホテル)
25日	香川県食肉事業協同組合連合会通常総会	(リーガホテルゼスト高松)
26日	商工中金高松支店長歓送迎会	(リーガホテルゼスト高松)
27日	中央会青年部正副会長会	(本会研修室)
	高年齢者雇用制度普及推進会議	(高松商工会議所)
29日	香川県火災共済協同組合代理所会議	(香川県産業会館)
	香川県中小企業共済協同組合代理所会議	(香川県産業会館)
30日	官公需確保対策地方推進協議会	(四国経済産業局会議室)

中小企業
大学校研修の
御案内

- タイトル 利益計画の立て方
- 日時 平成22年9月6日(月)～9月8日(水)
- 会場 中小企業大学校 関西校
- 対象者 財務部門のリーダー、管理者、財務を学びたい経営者・管理者
- 受講料 27,000円
- 定員 20名
- 特色 ①経営目標に基づく利益計画の策定・運用ステップを学びます。
②キャッシュフローを重視した計画策定のポイントを学びます。
③個別面談を交え、自社の利益計画策定に取り組みます。
- 講師 齋藤 勝美・武田 紘輔・熊坂 祐一(株式会社創造経営センター)
- ※詳細情報 <http://kansaike.jp/course/1016.html>
- お問い合わせ先 中小企業基盤整備機構近畿支部中小企業大学校関西校
兵庫県神崎郡福崎町高岡 Tel0790-22-5931

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	瀬戸内国際芸術祭2010公式ガイドブック		美術出版社/1,260円
2	もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら	岩崎夏海	ダイヤモンド社/1,680円
3	体脂肪計タニタの社員食堂	タニタ	大和書房/1,200円
4	くじけないで	柴田トヨ	飛鳥新社/1,000円
5	伝える力	池上 彰	PHP研究所/840円